

西東京市廃棄物行政に関する施策について

「家庭ごみの資源化促進と適正な費用負担について」

答 申

平成 1 8 年 1 2 月

西東京市廃棄物減量等推進審議会

目 次

はじめに	1
西東京市のごみ処理の状況	2
1．ごみ処理の現状	2
2．ごみ処理の課題	2
提 言	5
1．容器包装リサイクル法のその他プラスチックの分別収集について	5
2．戸別収集について	5
3．適正な費用負担について	6
4．適正な費用負担を求めるにあたっての留意事項	6
おわりに	7
西東京市廃棄物減量等推進審議会審議経過	8
西東京市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	8
西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	9

はじめに

西東京市廃棄物減量等推進審議会は、平成 18 年 1 月 26 日に「西東京市の家庭ごみの資源化促進と適正な費用負担について」市長から諮問を受け、家庭ごみの減量と資源化を促進するための審議を行った。

我が国は、大量生産、大量消費が進んだ社会構造となっており、西東京市では、最終処分場の延命化、容器包装プラスチックの資源化推進など、これからの循環型社会に向けて大きな課題を抱えている。また、ごみ処理施設を持たない西東京市としては、とりわけ、他の自治体以上にごみを減らすことが急務である。

その中で、家庭ごみの減量・資源化を一層促進するとともに、市民に公平で適正な費用負担を求めるべく、広域的な視点やまちづくりという視点も持ちながら、この審議会です十分に議論し、本答申として取りまとめた。

西東京市のごみ処理の状況

1. ごみ処理の現状

西東京市は、合併以前の2市において、早くからごみの減量・資源化として資源物収集に取組み、新市としてスタートした後は、ごみ出し困難な高齢者や障害者の支援をする新たな事業として「ふれあい収集」を開始するとともに、1市2制度の収集体制を統一してきた。

西東京市の最近5年間の状況を見てみると、ごみ総排出量は微増傾向にあるが、年平均約2千人の人口増加を続けていることから、市民一人当たりの排出量は僅かながら減少傾向にある。平成17年度決算での清掃費は、一般会計予算の約5.3%にあたる約29億円を占めており、平成13年度と比べ0.8ポイント増加している。

また、集団回収を含む総資源化率は、多摩26市中では最下位の23.3%で、急増するプラスチックごみの資源化とあわせて集団回収組織の活性化が急がれる。

現在、モデル事業として、生ごみ処理機や剪定枝の堆肥化事業等によりごみの減量・資源化の可能性を探っているが、市街化された西東京市に堆肥化施設用地を確保することは極めて困難で、生ごみ・剪定枝から堆肥・資源化への循環型社会を目指した再構築が必要な状況にある。

2. ごみ処理の課題

西東京市では、早くから資源物の分別収集に取り組んでいるが、次に掲げる課題を解決する必要に迫られている。

最終処分場の延命化

西東京市のごみは、柳泉園組合（東久留米市）で焼却・破碎等され、焼却残渣は二ツ塚最終処分場（日の出町）で埋立てが行われている。最終処分場では、資源化や延命策として、持ち込まれた焼却灰を再利用するエコセメント事業を平成18年7月から開始した。しかし、埋立て量には限界があり、多摩地域における新たな処分場建設は極めて困難で、現在の処分場を可能な限り有効活用していくためには、処分場の組織団体が自ら努力し、さらなるごみ減量が必要となっている。

ごみ処理経費負担の公平化と排出者責任の明確化

市は、ごみを多く出す世帯と少ない世帯に対し一律の経費負担をしており、不公平感が生じている。今後、排出者に公平な費用負担を求め、適正に資源化を行うための分別の徹底策として戸別収集の実施が望まれる。

総ごみ量の減量

ごみ減量が求められている社会情勢であるが、例えば、その他プラスチック（容器包装リサイクル法のペットボトルを除くプラスチック製容器包装品）を分別することで不燃ごみが減らされても、可燃ごみが増えてしまえば、ごみ減量にはならない。

今後は事業者・行政・市民が一体となって 3 R（^{リデュース} Reduce = 発生抑制、^{リユース} Reuse = 再使用、^{リサイクル} Recycle = 再生利用）を推進し、総ごみ量の減量が必要となる。

環境に対する配慮

ごみ処理は、焼却による大気への影響、残渣の埋立てによる土壌への影響をはじめとして、地球環境にも影響を与える要素となっている。ごみの減量・資源化により、エネルギー消費量の抑制を含めた環境負荷が低減されと考えられ、限りある石油資源が有効利用されることになる。

ごみの減量・資源化を通じ、次世代に良好な環境を引き継ぐ責務がある。

資源化の促進

西東京市では、古紙・古布等の集団回収への助成金、廃食油の回収、りさいく^{いち}る市の開催等によりごみの資源化を促進しているものの、多摩 26 市の中でも資源化率が低水準にあり、容器包装リサイクル法のその他プラスチックの分別収集に取組み、資源化を一層促進する必要がある。

なお、集団回収は、地域住民の資源化意識の向上、ごみ収集経費の削減につながるほか、住民同士が助け合うことで地域社会の形成にも大きな効果が期待でき、今後も事業を推進する必要がある。

ごみ処理経費の軽減

西東京市は、合併後において市内にある企業の移転等が続き、跡地に住宅が建設されるケースが多く、人口は推計値以上に増えている。この状況が続けば、ごみ処理経費が増え、今以上の財政負担増が生じる。西東京市の財政も厳しい状況が続いており、市民と行政、関係団体等を含めた協力によりごみを減量することで、限られた市の財源を最大限に活用する必要がある。

提 言

西東京市が抱えているごみ処理の課題を解決し、家庭ごみの資源化促進、排出者への適正な費用負担を求めていくためには、次の施策を実施することが最善と考える。

1．容器包装リサイクル法のその他プラスチックの分別収集について

近年、不燃ごみの中でもプラスチック容器・包装類が急増しており、西東京市でも重量で不燃ごみの約 50%（容量では約 80%）を占めるまでになっている。これらを資源として処理するためには、市の責任として、収集、運搬、選別、圧縮・梱包、保管が義務づけられており、業務の増大と年間約 3 億円の新たな経費が必要となり、その費用が大きな財政負担となりつつある。

西東京市では、プラスチック類の回収システムの構築や事業者負担の見直し等について、東京都市長会を通じて国に指導を求めているところであるが、重量と容量が多いその他プラスチックを資源として活用することは、ごみ減量に大きく貢献し、資源化を推進すべき今日のごみ施策としては急務となっている。西東京市もできるだけ早い時期に、容器包装リサイクル法のその他プラスチックを分別収集し、資源化を図っていくべきである。

2．戸別収集について

資源化推進のためには、ごみ分別の徹底、排出者の意識向上と責任の明確化を図る必要があり、そのためには戸別収集を実施すべきである。戸別収集により、排出者がきちんと分別し、住民の自治意識やごみ処理経費への認識の向上につながる。また、不法投棄やカラス被害等の防止を通じ、まちの衛生面向上や美化につながるとともに、市民のごみ出しの手間を軽減する。とりわけ、高齢者等への大きな支援にもなる。

なお、西東京市は、平成 15 年 10 月 1 日現在で 47,580 戸の共同住宅があり、住宅総数 76,200 戸の約 62%を占めている。共同住宅の収集に際しては、排出場所等について、住民への徹底した周知と調整、ていねいな対応が必要である。

3．適正な費用負担について

市民に公平な費用負担を求めるとともに、ごみ減量意識の向上、ごみの減量・資源化を促進するための有効な手段として、有料化の実施が望まれる。有料化は、市民へ新たな経費負担を求めることになるが、多摩地域26市のうち、すでに15市が取り組み、ごみ減量に大きな成果をあげている。平成13年10月に東京都市長会からも、家庭ごみの有料化を実施すべき旨の提言がなされており、西東京市に適した方法により実施すべきである。中でも、増え続けるその他プラスチックを有料化することで、排出抑制に大きな効果が期待できるとともに、新たに必要となる処理経費を補うことにもなる。

4．適正な費用負担を求めるにあたっての留意事項

市民へ適正な費用負担を求めるにあたっては、次の点に留意すべきである。

可燃ごみ、不燃ごみなど複数の市指定袋を採用し、従量制により手数料を徴収することが望ましい。なお、ボランティア活動による収集など必要な対象者については十分に配慮されたい。

可燃ごみ、不燃ごみ、その他プラスチックごみを有料化の品目とし、それらを戸別収集することにより、排出者の意識向上を促すことが必要である。

ごみ排出量の再増加の防止、継続的な資源化推進、市民の混乱防止のため、市民等に対する説明会の開催、市報掲載、パンフレットの配布などにより、費用負担の趣旨を正しく理解してもらうよう努力されたい。

徴収した手数料については、今後のさらなるごみ減量・資源化施策の展開をはじめ、環境保全活動等に活用できるよう、基金の利用なども視野に入れた幅広い検討を行い、市民の理解と協力を得るよう努力されたい。

ふれあい収集や剪定枝等の回収について、一定の配慮を望みたい。

おわりに

本審議会では、本年度に策定する西東京市一般廃棄物処理基本計画との整合性も図りつつ、容器包装リサイクル法に基づく分別収集、戸別収集、有料化という施策を活用した資源化促進と適正な費用負担について、10回にわたり検討を行った。各自治体の状況を調査・研究し、有料化の必要性に対する全委員の合意を得たうえで議論し、活発な意見交換も交わされた。

家庭ごみの有料化は、各自治体で実施方法はさまざまであり、実施時期も異なるが、ごみを減量し、資源として活用する意識の一層の向上を図るために、ごみ処理経費の公平な費用負担を求めていくという大きな目的に変わりはない。西東京市の現状でのごみ減量施策も大きな効果を得るには難しい状況にあり、今後は、この答申をもとに、ごみの減量・資源化をさらに進める有力な手段として有料化等を実施されることを望む。さらに、西東京市民が環境問題に目を向け、自ら良質な住環境を築いていくことで、将来の豊かなまちづくりにもつながる施策となることを付け加えたい。

西東京市の有料化は先進事例とは言えないが、本審議会での意見が生かされ、戸別収集、その他プラスチックの分別収集の実施もあわせ、新たなごみ施策として有効に機能し、目に見える効果を発揮することで、市民から「実施して良かった」と評価されることを期待したい。

なお、今後は自治体レベルではなく、社会全体として、ごみ減量・資源化のため、事業者が環境に配慮した生活・経済活動を促進することが重要であり、消費者自身も資源の有効利用に配慮した商品選択や過剰包装を避ける等の行動を起こし、ステップアップすることが必要となってくる。事業者責任の強化、市区町村と事業者の費用負担及び役割分担の見直し等、容器包装リサイクル法のさらなる改正が期待されるが、消費者、事業者、行政、各種関係団体等の協力による環境に配慮した行動を今以上に望むものである。

西東京市廃棄物減量等推進審議会審議経過

第 1 回	平成 18 年 1 月 26 日	諮問
第 2 回	平成 18 年 2 月 24 日	西東京市の家庭ごみの資源化促進と適正な費用負担について
第 3 回	平成 18 年 3 月 31 日	西東京市の家庭ごみの資源化促進と適正な費用負担について
第 4 回	平成 18 年 4 月 28 日	西東京市の家庭ごみの資源化促進と適正な費用負担について
第 5 回	平成 18 年 5 月 25 日	西東京市の家庭ごみの資源化促進と適正な費用負担について
第 6 回	平成 18 年 6 月 29 日	西東京市の家庭ごみの資源化促進と適正な費用負担について
第 7 回	平成 18 年 7 月 27 日	西東京市の家庭ごみの資源化促進と適正な費用負担について
第 8 回	平成 18 年 8 月 24 日	答申案の検討
第 9 回	平成 18 年 9 月 28 日	答申案の検討
第 10 回	平成 18 年 10 月 26 日	答申案の検討
第 11 回	平成 18 年 12 月 21 日	答申

西東京市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

市 民	学識経験者	事 業 者
○坪 井 照 子	大 江 宏	石 井 重 夫
岡 野 涼 子	五十島 統 一	岡 田 勇
栗 原 利 雄	奥 田 明 子	山 崎 孝
篠 原 明 美	北 村 律 子	
	佐々木 武 康	
	堀 越 美津江	
	宮 川 尚 子	

会長 ○副会長

○西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する 条例

平成13年 1 月21日
条 例 第 1 2 7 号

改正 平成18年 3 月31日 条例第13号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 市長の責務等（第 3 条 - 第 8 条）
- 第 3 章 市民の責務等（第 9 条 - 第13条）
- 第 4 章 事業者の責務等（第14条 - 第17条）
- 第 5 章 一般廃棄物処理等（第18条 - 第21条）
- 第 6 章 一般廃棄物処理手数料（第22条 - 第24条）
- 第 7 章 一般廃棄物処理業等（第25条 - 第34条）
- 第 8 章 地域の生活環境（第35条 - 第37条）
- 第 9 章 雑則（第38条 - 第40条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、法令に特別の定めがあるほか、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、人間と環境が調和したリサイクル型都市の形成に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

- (4) 事業者 商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。
- (5) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (6) 処理 収集、運搬及び処分をいう。
- (7) 処理施設 柳泉園組合における中間処理施設をいう。

第2章 市長の責務等

（基本的責務）

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市長は、廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的運営に努めなければならない。

3 市長は、廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する事業の実施に当たっては、他の地方公共団体等との協力を図らなければならない。

4 市長は、再利用による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

5 市長は、第1項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（指導又は助言）

第4条 市長は、廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関し、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

（公開）

第5条 市長は、廃棄物の減量、処理及び処理施設に関する施策並びに処理施設の運営状況について、市民に明らかにしなければならない。

（市民参加）

第6条 市長は、廃棄物の処理及び再利用について市民の意見を聴き、これを施策に反映することができるよう努めなければならない。

（廃棄物減量等推進審議会）

第7条 市長は、一般廃棄物の減量及び再利用を促進するため、廃棄物減量等推進審

議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、廃棄物の減量政策、再利用の促進に関する施策その他重要な事項について調査し、審議するほか、市長の諮問に応じ答申する。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は市民、事業者及び学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（廃棄物減量等推進員）

第8条 市長は、一般廃棄物の適正な処理、減量等に熱意があり、かつ、社会的信望がある市民のうちから廃棄物減量等推進員を委嘱する。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の適正処理及び減量のため、市長が行う施策への協力その他の活動を行う。
- 3 前各項に定めるもののほか廃棄物減量等推進員について必要な事項は、規則で定める。

第3章 市民の責務等

（基本的責務）

第9条 市民は、家庭廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用若しくは不用品の活用等により再利用を図り、その生じた家庭廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、家庭廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、家庭廃棄物の適正な処理及び減量に関し、市長が行う施策に協力しなければならない。

（排出義務）

第10条 市民は、その土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源物（資源として再利用すべき家庭廃棄物をいう。）を種別ごとに分別し、所定の場所に排出しなければならない。

- 2 市民は、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、所定の場所を常に清潔にしておかななければならない。

（排出禁止物）

第11条 市民は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排

出してはならない。

- (1) 有害性の物
 - (2) 危険性のある物
 - (3) 引火性のある物
 - (4) 著しく悪臭を発する物
 - (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物
- （動物処理届出）

第12条 市民は、動物の死体を自ら処分しないときは、速やかに市長に届け、その指示に従わなければならない。

（市民の減量の自主的行動等）

第13条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等家庭廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、家庭廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

3 市民は、商品の購入に伴い不要となる物品がある場合には、事業者に対し下取り等を求めるよう努めなければならない。

第4章 事業者の責務等

（基本的責務）

第14条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理及び減量に関し、市長が行う施策に協力しなければならない。

（事業系一般廃棄物の処理）

第15条 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、規則で定める収集、運搬及

び処分の基準に従わなければならない。

（廃棄物の減量等）

第16条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずること等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努めるとともに、使用後の包装、容器等の再利用の推進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

4 事業者は、市民が商品の購入に伴い、不要となる物品の下取り等を求めたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

（大規模事業者の義務）

第17条 事業者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 事業者は、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

第5章 一般廃棄物処理等

（処理計画）

第18条 市長は、一般廃棄物処理基本計画を概ね5年ごとに作成しなければならない。

2 市長は、一般廃棄物の処理及び再利用計画を定め、毎年度の初めに告示しなければならない。

3 前2項の計画に重要な変更が生じた場合には、その都度告示する。

（処理）

第19条 市長は、前条の規定により定めた計画に従い、一般廃棄物の処理及び再利用に努めなければならない。

（粗大ごみの処理）

第20条 一般家庭から排出される粗大ごみの処理を受けようとするものは、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、規則で定める粗大ごみ処理シールを購入し、当該粗大

ごみに貼付して排出しなければならない。

（再利用による減量）

第21条 市長は、資源物の収集、処理施設での資源の回収等を行うとともに、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

第 6 章 一般廃棄物処理手数料

（一般廃棄物処理手数料）

第22条 市長は、廃棄物の処理に関し、別表に掲げる廃棄物処理手数料を、排出する者から徴収する。

（手数料の算定）

第23条 市長は、前条に規定する廃棄物処理手数料について、その廃棄物の重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないと認めるときは、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

（手数料の減免）

第24条 市長は、天災その他特別な事情があると認めたときは、第22条に規定する手数料を減免することができる。

第 7 章 一般廃棄物処理業等

（一般廃棄物処理業の許可）

第25条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその事業系廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

4 第1項の許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間によって、その効力を失う。

（変更の許可）

第26条 前条第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、

その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

（処理基準）

第27条 一般廃棄物収集運搬業者は、第18条第2項の規定により定められた計画に従い、一般廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

（遵守義務）

第28条 一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

（許可の取消し及び停止命令）

第29条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者が、この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は法第7条第5項第4号に規定するいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（許可証の再交付）

第30条 一般廃棄物収集運搬業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

（許可手数料）

第31条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 | 10,000円 |
| (2) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の変更の許可を受けようとする者 | 6,000円 |
| (3) 許可証の再交付を受けようとする者 | 6,000円 |

（浄化槽の清掃業許可）

第32条 浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。
- 3 第1項の許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間によって、その効力を失う。

第 8 類 民生（西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例）

（清掃の基準）

第33条 前条の規定により許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第3条に規定する清掃の基準に従い清掃を行わなければならない。

（準用）

第34条 第29条から第32条までの規定は、浄化槽清掃業者について準用する。この場合において、第29条から第32条までの規定中「一般廃棄物収集運搬業」とあるのは「浄化槽清掃業」と、「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第 8 章 地域の生活環境

（地域の生活環境）

第35条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

- 2 何人も、公園、広場、河川その他の公共の場所を汚してはならない。
- 3 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに清掃を行わなければならない。
- 4 土木建築等の工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

（公共の場所の管理者責務）

第36条 前条第2項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

（土地又は建物の管理）

第37条 土地又は建物を所有し、又は管理する者は、その土地又は建物にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、その土地又は建物に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

第 9 章 雑則

第 8 類 民生（西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例）

（立入検査）

第38条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほかこの条例の施行に必要な限度において、その職員をして必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（清掃指導員）

第39条 市長は、前条並びに廃棄物の処理及び減量に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。

（委任）

第40条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。ただし、第8条及び第22条の規定は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前までに、田無市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成4年田無市条例第38号。以下「田無市条例」という。)又は保谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成6年保谷市条例第2号。以下「保谷市条例」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日から平成13年3月31日までの一般廃棄物の処理に係る手数料については、この条例の規定にかかわらず、合併前の田無市の区域にあるものにあつては、田無市条例の例により、合併前の保谷市の区域にあるものにあつては、保谷市条例の例により、手数料を徴収する。

4 この条例の施行前にした行為に対する保谷市条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 別表に規定する一般家庭から排出される粗大ごみの手数料については、当分の間、

第 8 類 民生（西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例）

同表中「49円」とあるのは「33円」とする

附 則（平成15年 9 月30日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定は、平成16年 1 月 1 日以後に処理の申込みのあったし尿の排出について適用し、同日前に処理の申込みのあったし尿の排出については、なお従前の例による。

附 則（平成16年 3 月31日条例第 7 号）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日条例第13号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

別表（第22条関係）

区 分		手 数 料
事業系一般廃棄物（粗大ごみ及びし尿を除く。）		1 キログラムにつき49円
一般家庭から排出される粗大ごみ		1 キログラムにつき49円を基準とし、形状その他を考慮して、規則に定める額
し尿	一般家庭から排出されるもの	1 便槽 1 回当たり2,000円
	事業者から排出されるもの	1 リットルにつき43円